

平成16年（行ウ）第372号 住基ネット受信義務確認等請求事件

原 告 杉並区

被 告 国 ほかに1名

準 備 書 面 (2)

平成17年3月15日

東京地方裁判所民事第38部合A2係 御中

被告国及び同東京都指定代理人

被告国指定代理人

被告東京都指定代理人

被告らは、本準備書面において、本件国賠請求に係る訴えが不適法であることについて、以下のとおり主張を補充する。

なお、略称等は、従前の例による。

第1 本件国賠請求に係る訴えが法律上の争訟に当たらないこと

- 1 行政事件を含む民事事件において、裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」、すなわち当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られ、訴えが「法律上の争訟」に当たらない場合には、その訴えは不適法として却下されるべきであり（最高裁昭和29年2月11日第一小法廷判決・民集8巻2号419ページ参照）、この理は、当該訴えが金銭支払を請求するものであっても異なるものではない（最高裁昭和56年4月7日第三小法廷判決・民集35巻3号443ページ参照）。

法律上の争訟の観念が、国民の権利義務に関する紛争の概念を中心に構成されていることは、被告ら準備書面(1)において述べたとおりである。そこで、仮に、行政主体ないし行政機関が紛争当事者となって、訴訟を提起したとしても、それが私人と同様の立場に立って、「財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求めるような場合」であればともかく、行政上の義務の履行を求めるなど「法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とする」場合には、当該訴訟は、個人の自由や権利利益に何ら関係するものではないから、具体的権利義務に関する争いとはいえ、法律上の争訟性が否定される（最高裁平成14年7月9日第三小法廷判決・民集56巻6号1134ページ参照）。

なお、当該訴訟が、行政機関相互の権限の行使やこれに関する指揮・監督についての争いである場合には、行政組織の内部の問題として解決されるべき問題とされ（例えば、内閣法7条、地方自治法251条の2など）、原則として、

裁判所による解決に適さないものとされている（田中二郎「行政争訟の法理」行政争訟の法理40ページ，同・新版行政法中巻全訂第2版15，18ページ，雄川・前掲461ないし462ページ参照）。

2 本件国賠請求は，①被告東京都が，「横浜方式に則って送信された杉並区民のデータ」を受信すべき義務を負っているにもかかわらず，原告の「横浜方式による参加への協力要請」に応じず，上記義務を履行しないこと，②被告国が，上記義務を履行しない被告東京都に対し，「原告の横浜方式での参加につき，必要な協力をする」よう適切な指導を行うべき立場にあったにもかかわらず，これを行わないのみならず，被告東京都に対して「原告の横浜方式での参加」が違法である旨の誤った法解釈を示したこと，がそれぞれ違法であると主張して，被告らに対し，被告東京都が前記の受信義務を履行しないことにより原告が負担した住基ネット設備関連費用，転入転出手続上の郵便費用，住民票交付手数料及び人件費について，国家賠償法1条1項の損害に当たるとしてその支払を求めるものである（訴状24ないし30ページ）。しかしながら，本件国賠請求の實質は，住基法上の権限の存否又はその行使ないしその費用の負担をめぐる争いにすぎない。

住民基本台帳事務は，「市町村（特別区を含む。以下同じ。）において，住民の居住関係の公証，選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り，あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため，住民に関する記録を正確かつ統一的に行う」ための事務であり，その目的は，「住民の利便を増進するとともに，国及び地方公共団体の行政の合理化に資すること」にある（住基法1条参照）。よって，この事務が原告を始めとする全国の市町村等の地方公共団体にとって基本的かつ重要な自治事務であり，かつ，一般公益の維持・確保を目的とする公行政としての事務であることは明らかである。

本件国賠請求は，金銭の支払請求という形をとってはいるものの，結局のと

ころ、上記の自治事務たる住民基本台帳事務の適切な運用を図る立場にある原告が、被告らに対し、その事務の遂行に要した費用の負担を求めるものというべきである。すなわち、原告は、本件国賠請求において、私人と同様の立場から個人の自由や権利利益が侵害されたと主張するものではなく、私人の立場での損害の発生を主張するものでもない。したがって、前記平成14年最高裁判決に照らせば、そもそも本件の訴えに法律上の争訟性を認めるのは困難である。その上、上記のとおり、本件国賠請求は、請求の趣旨第1項に掲げる受信義務の不履行を理由として、事務の遂行に要した費用の負担を求めるものであって、前記の受信義務の存否に関する判断が、本件国賠請求の帰すうを左右する必要不可欠のものと認められ、この受信義務の存否の確認自体に法律上の争訟性が認め難いことからすれば、結局、本件国賠請求に係る訴えも、法律上の争訟ということとはできないというべきである（前記昭和56年最高裁判決参照）。

- 3 自治事務をめぐって、関係する機関の間で紛争が生じた場合、その解決については、本来、行政組織の内部の問題として、自主的処理にゆだねられ、法律に特別の定めのある場合に限り、裁判所での司法的解決が図られるものである（行政事件訴訟法6条、42条等）。本件国賠請求は、金銭の支払請求という形をとってはいるが、紛争の実体は自治事務である住民基本台帳事務に関する機関相互の住基法上の権限の存否又はその行使とその費用負担に関する争いというべきものであるから、行政機関内部の問題として自主的処理にゆだねられるのが相当というべきである。このような行政機関相互の紛争について、財産上の給付を求めるという形式のみを理由に法律上の争訟性を認めることになれば、行政組織の内部で解決されるべき問題が裁判所の判断にゆだねられることになり、行政組織内部における多くの意思決定について司法の介入を許し、行政組織の自主性が損なわれることになりかねない。

第2 結論

以上のとおり，本件国賠請求に係る訴えは，法律上の争訟性を欠き不適法と解されるから，却下されるべきである。